経営概要書

法人名：　**一般財団法人　秋田県資源技術開発機構**　（公益１２）

1　法人の概要

代表者職氏名	理事長　佐藤　徹	基本財産等	437,000千円	所管部課名
設立年月日	平成2年11月28日	県出資等額及び比率	210,000千円　(48.1%)	産業労働部エネルギー・資源振興課
設立目的	県内における資源に関する産業の振興発展のための鉱物資源等に関する技術開発、試験研究及び研修等を実施するため平成２年11月28日に設立。その後、(財)国際資源大学校、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の設置に伴い、当機構を含めた金属鉱業研修技術センターの施設管理及び運営業務も担っている。平成25年４月１日一般財団法人へ移行。			
事業概要	資源リサイクルに関する研究開発及び支援、資源リサイクルに関する研修、資源リサイクルに関する普及啓発			
関連法令、県計画	秋田県北部エコタウン計画、新ふるさと秋田元気創造プラン、秋田県環境・リサイクル産業集積推進計画			

2　令和３年度事業実績

・経済情勢の変化による低金利の影響を受け、より一層の経費節減や効率的な事業運営に努めた。
・研究開発・支援事業においては、「貴金属工程の原料および中間半製品の処理技術に関する研究」を実施した。研究開発は、産・学・官で構成する「金属資源リサイクル研究会」においての検討や意見交換により進められた。
・資源リサイクル普及啓発事業では、あきたエコタウンセンターの見学者を受け入れた。また、センター案内人の案内スキルアップ向上を目的とした研修を実施した。
・研修事業では、国際資源大学校等の関係機関と連携し、鉱業関連技術者への研修機会の充実を図ったほか、分析機器の操作に係る研修・指導を実施するなど、地域企業等の技術力向上に貢献した。
・今後大量廃棄が予測される太陽光発電設備について、廃太陽光パネルの収集運搬段階における課題の抽出・整理を行ったほか、非鉄金属を濃縮し回収する技術を確立した。また、今後の事業化に向けて昨年度設立した管理団体PV CYCLE JAPANを運営し、リサイクル施設における処理基準等を策定した。

＜事業目標・実績＞

項　目	区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
エコタウンセンター訪問者数(人)	目標	750	750	750
	実績	133	215	―
技術指導等件数（件）	目標	50	50	50
	実績	55	65	―
顧客満足度指数	目標	90	90	90
	実績	92	91	―

3　組織

①役員数(R4.7.1現在)　（単位：人）

区　分	理　事		監　事		評議員	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4
常勤						
内、県退職者						
内、県職員						
非常勤	4	4	2	2	5	5
内、県退職者						
内、県職員	1	1				
計	4	4	2	2	5	5
内、県関係者	1	1				

役員報酬
支給対象者（R3年度）ー 人
平均年齢 ー 歳
平均報酬年額（R3年度）ー 千円

②職員数(R4.4.1現在)　（単位：人）

区　分	R3	R4
正職員		
内、県退職者		
出向職員	4	4
内、県職員	3	3
臨時・嘱託	3	3
内、県退職者		
計	7	7
内、県関係者	3	3

正職員
平均年齢 ー 歳
平均勤続年数 ー 年
平均年収（R3年度）ー 千円

③理事会回数

R2	R3
4回	4回

4　財務

①正味財産増減計算書　（単位：千円）

区　分	令和２年度	令和３年度
経常収益	16,341	12,873
基本財産・特定資産運用益	1,300	1,235
受取会費・受取寄附金		
受託事業収益	3,210	3,212
自主事業収益	11,026	7,434
受取補助金・受取負担金	755	928
その他の収益	50	64
経常費用	17,524	19,408
事業費	14,126	15,746
管理費	3,397	3,662
人件費(事業費分含む)	6,153	8,353
当期経常増減額	△ 1,183	△ 6,535
経常外収益		
経常外費用		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額	△ 1,183	△ 6,535
当期指定正味財産増減額		△ 200
当期正味財産増減額合計	△ 1,183	△ 6,735

②貸借対照表　（単位：千円）

区　分	令和２年度	令和３年度
流動資産	22,250	17,820
固定資産	452,969	452,933
資産計	475,219	470,753
流動負債	1,441	3,710
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
負債計	1,441	3,710
指定正味財産	437,983	437,783
うち基本財産充当額	437,000	437,000
一般正味財産	35,796	29,260
うち基本財産充当額		
正味財産計	473,779	467,043
負債・正味財産計	475,220	470,753

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

＜主な経営指標＞

項　目	令和２年度	令和３年度	増減※
経常収支比率（経常収益÷経常費用）	93.2%	66.3%	△26.9
流動比率（流動資産÷流動負債）	1544.1%	480.3%	△1063.7
自己資本比率（純資産計÷負債・純資産計）	99.7%	99.2%	△0.5
有利子負債比率（有利子負債÷純資産計）			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

＜退職給与引当状況（単位：千円）＞

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	-

※中小企業退職共済制度へ加入している。

5　県の財政的関与の状況　…なし

◎法人の行動計画(平成３０年度～令和３年度)

県関与のあり方	縮小・廃止	見直しの方向性	県出捐の引き揚げを目指し、経営改善に取り組む。

課題	新規事業の拡大により収益の確保に取り組み、財産の取崩しによらない法人経営及び公益目的支出計画の確実な実施に努め、その財務状況により県関与のあり方を検討する。
取組	新規事業による収益を確保しながら、効果的・効率的な法人運営に取り組むことで経営の安定化を図るとともに、財務状況を踏まえ県出捐のあり方を検討する。また、基本財産の取崩しに至ることのないように、法人の今後を具体的に検討し、第３次計画期間内にその結論を得る。 【平成30～令和３年度】新規事業収益　各年度　5,000千円
実績	［新規事業収益］平成30年度：1,233千円　令和元年度：100千円　令和２年度：11,100千円　令和３年度6,600千円

経営評価表

法人名：　一般財団法人　秋田県資源技術開発機構　（公益１２）

Ⅰ　自己評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	C	3 事業実施	（B）	4 財務状況	B
実施事業は、秋田県北部エコタウン計画、ふるさと秋田元気創造プラン等に位置付けられており、県施策の協働実施体の役割を担っている。 資源リサイクルの研究開発は、採算性の面から民間単独では難しい。		理事会を年４回開催しており役員がその役割と責任を遂行できる状況にある。 充て職監事は廃止したものの、事務局の正職員は県職員が兼務している状況にある。		新型コロナウィルスの感染症の影響で、エコタウンセンター訪問者数が目標数値を下回っているが、新規事業への積極的な取り組みも行っており、全体としては事業目標に係る評価基準を満たしている。		経常ベースの単年度損益の収支均衡が未達成であるが、これまでの余剰金もあり、基本財産の取り崩しは行っていない。	

Ⅱ　所管課評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	C	3 事業実施	（B）	4 財務状況	B
県内における資源リサイクル産業の振興発展に資する取組を行うために設立された法人であり、実施事業は、秋田県北部エコタウン計画、ふるさと秋田元気創造プラン等に位置付けられている。 資源リサイクルの研究開発は、採算性の面で民間単独では困難である。		理事会を年４回開催しており役員がその役割と責任を遂行できる状況にある。 充て職監事は廃止したものの、事務局の正職員は県職員が兼務している状況にある。		新型コロナウィルス感染症の影響で、エコタウンセンター訪問者数が目標数値を下回っているが、新規事業への積極的な取り組みも行っており、全体としては事業目標に係る評価基準を満たしている。		公益目的支出計画を踏まえつつ、業務運営の効率化等を図りながら、収支バランスの維持に努めている。 赤字決算の継続により、数年後には基本財産を取り崩さなければならない状況にあることから、引き続き新たな事業収入の確保に取り組む必要がある。	

Ⅲ　外部専門家のコメント

経常収益は12百万円と前期より減少している。ＰＶリサイクル事業を新たな事業収益源とするため人件費が増加し一般正味財産増減額は△6百万円と前期より赤字が拡大している。経常収益規模に対して出捐金（基本財産）が多額にある状況で赤字が続けば基本財産の取崩しが必要になる。今後も事業を継続するためには引き続き新たな事業収益の確保を目指す必要がある。

Ⅳ　委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	C	3 事業実施	（C）	4 財務状況	B
三セクの行動計画上は「事業や施策をより効率的・効果的に推進するため、県との関係を出資等以外の方法により再構築する法人」に位置づけられており、秋田県北部エコタウン計画などに基づき、環境や資源リサイクルに関する各種事業を実施しており、県施策における協働事業体としての役割を果たしている。		常勤役員は置かれておらず、常勤職員も配置されてはいるものの、プロパー職員の雇用はなく、県職員が派遣されている状況である。		技術指導等件数及び顧客満足度指数は目標を達成した。エコタウンセンター訪問者数については、令和２年度からはやや回復したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値を大きく下回った。		経常収支は赤字であり収支均衡が達成されていない。このまま赤字が続くと、出捐金を取り崩さなければならない状況となるため、引き続き行動計画に掲げている新規事業収益の増加に取り組み、経営の安定化を目指していく必要がある。	

Ⅴ　前年度委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	C	3 事業実施	（C）	4 財務状況	B

評価結果を受けて実施した経営健全化に向けた対応（概要）

新たな収益事業とすべく、EU基準に基づく廃太陽光発電システムの処理を行う非営利団体PV CYCLE（本部ベルギー）から「PV CYCLE JAPAN」の商標使用権を得て、廃太陽光発電システムのリサイクル等に取り組む処理事業者の認定等を行う事業の事業化に着手した。本事業では、処理事業者からの会費及び認定監査料収入を主な収益源と位置づけているため、今後、会員獲得に向けた取組みを積極的に展開していく。加えて、関連する新たな仕組み・サービスを構築して収益構造の強化を図ることにより、早期の収益化・黒字化を目指すこととしている。

法人名（一財)秋田県資源技術開発機構

①令和４年度計算書類等

法人所管課　エネルギー・資源振興課

一般財団法人秋田県資源技術開発機構定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般財団法人秋田県資源技術開発機構と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を秋田県鹿角郡小坂町に置く。

２　この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、鉱物資源その他の資源（以下単に「資源」という。）に関する技術の開発、試験研究、研修等を行い、もって県内における資源に関する産業の振興発展に資することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 資源に関する技術の開発及び試験研究

(2) 資源に関する研修及び技術の普及指導

(3) 資源に関する学術交流

(4) 資源に関する情報の収集、管理及び提供

(5) 資源に関する産・学・官の連携の支援

(6) 資源に関する試験研究の受託

(7) 資源に関する普及啓発事業

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章 資産及び会計

（資産の構成）

第５条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産

(2) その他の資産

（基本財産）

第６条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（資産の管理）

第７条　資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

（事業年度）

第８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第９条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第10条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第５号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号及び第３号の書類についてはその内容を報告し、第４号及び第５号の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）
第11条　この法人に評議員３名以上５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第12条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

（評議員の任期）
第13条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第14条　評議員は無報酬とする。

第５章　評議員会

（構成）
第15条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）
第16条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1) 評議員の選任及び解任
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(6) 定款の変更
(7) 残余財産の処分
(8) 基本財産の処分又は除外の承認
(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第17条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第18条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　評議員会を招集する場合は、会議の日時、場所及び目的たる事項並びにその内容を記載した書面をもって７日前までに評議員に通知しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（決議）

第19条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他の法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第20条　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決した旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第21条　理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的

記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第22条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第23条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　３名以上５名以内

(2) 監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長、１名を副理事長とする。

３　前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長をもって法人法第91条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第24条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第25条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、 理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び副理事長は、４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第28条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第29条　理事及び監事は、無報酬とする。

（役員の損害賠償責任の免除）

第30条　この法人は、法人法第198条において準用する同法第114条第１項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第７章　理事会

（構成）

第31条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第32条　理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

（招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3　理事会を招集する場合は、会議の日時、場所及び目的たる事項並びにその内容を記載した書面をもって７日前までに理事及び監事に通知しなければならない。
4　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（議長）
第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）
第35条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第36条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）
第37条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。
2　前項の規定は、第25条第３項の規定による報告には適用しない。

（議事録）
第38条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第39条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第12条についても適用する。

（解散）
第40条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（剰余金の分配の制限）
第41条　この法人は、剰余金の分配をすることができない。

（残余財産の帰属）
第42条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第43条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章　補則

（委任）
第44条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2　整備法第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第８条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3　この法人の最初の理事長は 関根浩一 とする。

別表　基本財産（第６条関係）

財産の種別	数量
投資有価証券等	４３７，０００，０００円

（別紙2）

法人への出資団体等一覧

※対象法人：県の出資等25％以上法人

所管課（内線）：エネルギー・資源振興課　（ 2283 ）
法　人　名：一般財団法人秋田県資源技術開発機構

（単位：千円）

出資等団体数	15	資本金・基本財産合計額	437,000

（公益法人の場合）
県が法人の基本財産以外へ出えんしている場合、その金額と名称

名称	金額	名称	金額

（出資団体等一覧）

出資団体等名	出資等額	出資団体等名	出資等額
秋田県	210,000		
小坂町	100,000		
東北電力株式会社	20,000		
大館市	10,000		
鹿角市	10,000		
DOWAメタルマイン株式会社	10,000		
小坂製錬株式会社	10,000		
エコシステム花岡株式会社	10,000		
三菱マテリアル株式会社	10,000		
JX金属株式会社	10,000		
株式会社秋田銀行	10,000		
株式会社北都銀行	10,000		
住友金属鉱山株式会社	7,000		
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,000		
東京海上日動火災保険株式会社	5,000		

秋田県出資・出捐法人　役員名簿

法　人　名　：　一般財団法人秋田県資源技術開発機構

時　　点　：　令和4年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理事長	佐藤　徹	秋田県産業労働部長
2	理事	細越　　満	小坂町長
3	〃	福田　健作	秋田製錬(株)代表取締役会長
4	〃	善　英喜	三菱マテリアル(株)秋田製錬所長
5	監事	伊藤　義則	(株)秋田銀行 小坂支店長
6	〃	田中　一也	(株)北都銀行 鹿角支店長
7	評議員	畠山　俊英	大館市産業部長
8	〃	佐藤　康司	鹿角市産業部長
9	〃	仲　雅之	小坂製錬(株)代表取締役社長
10	〃	笹本　直人	エコシステム花岡(株)代表取締役社長
11	〃	小笠原　孝史	東北電力(株)執行役員秋田支店長
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和４年度事業計画

１　事業活動の基本方針

我が国の経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にあり、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発令・解除が繰り返されるなど、依然として先の見えない状況が続いております。

オミクロン株を含め、新型コロナウイルス感染症による影響が大きく、流通の停滞や品不足といった供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクはあるものの、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と国の「経済対策」によりＧＤＰは令和３年度中に感染拡大前の水準を回復することが見込まれています

一方、県内経済においては、サービス業は大幅に落ち込んでいるものの、素材、電子部品を中心に製造業が堅調で、個人消費も弱いながらも持ち直しの動きとなっています。

昨今、ＳＤＧ－Ｓやクリーンエネルギー、カーボンニュートラルなど、環境やリサイクルに関するキーワードが注目を浴びています。県北地域では「秋田県北部エコタウン計画」策定し国の承認を得てから２３年が経ちました。いち早く持続可能な社会形成に取り組み、資源リサイクルの重要性に着目し取り組んできた先進地域として、当機構は県北地域のみならず秋田県内における資源リサイクル企業の集積促進、資源関連産業の更なる振興はもちろんのこと、これら企業集積を地域の優位性を活かした環境産業観光への発展・取り組みなど、多岐に渡る地域活性化に寄与することが期待されています。

さらには、持続可能な社会形成に向け幅広い年齢層を対象とした普及啓発、各種研修による人材育成等、時代のニーズに応じた事業を積極的に展開し、本県の資源関連産業の支援拠点としての役割を果たしていくことも重要と認識しています。

このような事業活動の展開にあたり、当機構運営では超低金利による基金運用益の大幅減少など厳しい状況が続いておりますが、一般財団法人国際資源開発研修センター国際資源大学校や独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構金属資源技術研究所、周辺市町、大学等との連携強化を図りながら、充実した事業展開に取組んでまいるとともに、ＰＶＣＪ事業による使用済み太陽光発電パネルのリサイクル等の本格的な事業展開に注力するとともに、前述の環境や資源リサイクルに関する研究開発・研究支援、普及啓発等の公益事業にもこれまで以上に取り組み、資源関連産業の更なる振興と地域の活性化を支援してまいります。

２　令和４年度事業計画

【実施（継続）事業】

（１）研究開発支援事業

１）事業実施方針

○金属等の資源リサイクルの研究開発や研究支援を推進します。

○県の環境・リサイクル産業集積推進計画（第３期秋田エコタウンプラン）を推進します。

○資源リサイクルの取組や関連企業の集積を促進します。

○時代のニーズに対応した新たな事業を推進します。

２）事業内容

①金属資源リサイクル事業による研究開発・研究支援の推進

企業グループ、大学、県及び当機構等で構成する研究会において、研究内容の検証や意見交換等を行いながら、金属資源リサイクル技術の開発を効果的に推進し事業化を図ります。

・研究テーマ　「レアメタル回収技術の開発に関する研究」

②有用金属含有廃棄物等のリサイクルに関する調査研究

第３期秋田エコタウンプランの環境・リサイクル産業推進調整会議へ参加し、レアメタルやプラスチックリサイクルの産業化に向けた廃棄実態を検証しながら処理技術の開発や社会システムの構築等について取組み、県内の資源関連産業の振興や発展に寄与します。

３）事業費

６，７９９千円

主な財源内訳：ＤＯＷＡメタルマイン（株）　３，１１２千円

（２）資源リサイクル普及啓発事業（あきたエコタウンセンター見学者受入等）

１）事業実施方針

○環境・リサイクルについて広く周知を図るための普及啓発に務めます。

○関連企業の取組に関するＰＲなど効果的な普及啓発を行うことにより、資源リサイクルの取組を推進します。

○資源関連産業及び持続可能な環境調和型社会の形成を推進します。

２）事業内容

①あきたエコタウンセンターの充実

あきたエコタウンセンター（以下、センターという。）の利用促進について、県、周辺市町、関連団体で構成する「あきたエコタウンセンター運営会議」で協議します。

また、展示物等の整備や電子顕微鏡等の分析機器を活用した体験型学習などにより内容の充実を図るとともに、センター案内人の資質向上や組織拡大に資するためスキルアップ研修等を実施します。

さらに、県、周辺市町や環境・リサイクル関連企業と連携協力しながら環境教育の充実を図り、リサイクル技術やその取組みなどへの理解を深めてもらうことにより環境調和型社会の形成を推進します。

②見学者の受入れ

地域住民（子供から大人まで）や県内外から企業、教育、行政、観光関係者等の見学者を広く受入れ、エコタウンの事業紹介、リサイクル原料から製品までの展示、環境やリサイクルに関するＤＶＤの視聴研修等により積極的に普及啓発活動を行います。

また、リニューアルした機構ホームページの充実を図り、見学と観光をセットにした新たなコースを紹介するなど、金属鉱業研修技術センターの指定管理者である「小坂まちづくり株式会社」と連携し、あきたエコタウンセンターの活性化、地域の観光資源やネットワークを活用し、教育旅行の見学の受け入れも含めた体制の強化を図ります。

③企業と連携した環境調和型産業の普及啓発

県北部地域を中心に集積する環境・リサイクル関連企業と連携しその取組をＰＲするとともに、環境・リサイクルへの理解を深めるため工場・施設見学を実施して普及啓発に努めます。

また、SDG-s（エス・ディー・ジーズ）「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」について、環境対策（循環型社会等）の先進地である強みを活かし、教育旅行や研修旅行において「環境に配慮したリサイクル最先端の地」を積極的にＰＲし、個人や団体を問わず、環境観光産業について学ぶ機会の提供に取り組みます。

④関係機関との連携

県の「第４期ふるさと秋田元気創造プラン」や「秋田県環境・リサイクル産業集積推進計画（第３期秋田エコタウンプラン）」に基づき、新たな環境・リサイクル産業の創出・育成や環境調和型産業の更なる集積推進に関係機関と連携して取組みます。

３）事業費

８６４千円

（３）研修事業

１）事業実施方針

金属鉱業研修技術センター内の各機関と連携して、企業等の研究開発支援や人材育成のための研修、指導を行います。

２）事業内容

①企業等を対象とした研修

企業等の研究開発を側面から支援するため、企業の技術者等を対象に電子顕微鏡等の試験分析機器（EPMA、XRD、XRF、SEM）の操作研修を行います。

②地域の学生・生徒等を対象にした研修

地域の産業に対する理解を深めるため、地元高校生や中学生等を対象に環境や資源リサイクル等に関する講義や研究機器の操作方法等の研修を行います。

また、地域の子供たちの科学に対する関心を高めるため、小学校などと連携して科学実験教室等を実施します。

③技術指導・相談、情報の提供

企業等からの依頼を受けて、リサイクル技術の指導・相談や情報提供等を行います。

④資源リサイクルに関する人材育成研修

県内の資源リサイクルを促進する人材の育成のため、秋田大学大学院理工学研究科内に開設された「あきたサスティナビリティスクール」（文部科学省職業実践育成プログラム）の講座実施に貢献します。

３）事業費

７３千円

（４）交流事業

１）事業実施方針

金属鉱業研修技術センターの円滑な運営や地域の振興ため、センター内の各機関、地元市町、大学、地域団体・企業等との交流を推進します。

２）事業内容

①国際交流

小坂町国際交流協会や小坂町産業振興会等が行う各種事業の企画や開催に協力し地域の振興に寄与するとともにセンターにおける取組をＰＲします。

一般財団法人国際資源開発研修センター国際資源大学校が実施する国内外の資源技術者研修において、実施事業の紹介や地域情報の提供などにより研修生の受け入れをサポートします。

②地域交流

効果・効率的な事業実施のため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構金属資源技術研究所（ＪＯＧＭＥＣ）、一般財団法人国際資源開発研修センター国際資源大学校、秋田大学、県産業技術センター、地域企業等と積極的な交流や情報交換を図ります。

３）事業費

１１８千円

【その他事業】

（５）ＰＶＣＪ事業

１）事業実施方針

令和３年度まで実施してきた「東日本太陽光発電リサイクル拠点構築事業」を発展させ、再生可能エネルギーの急速な普及に伴い、今後発生が予想される使用済み太陽光パネル（以下ＰＶ）の処理の問題への取り組みとして、適正な処理ルートを作る事、使用済みＰＶの発生から最終的な処理までの流れを一貫してコントロールする事を目的としたPV CYCLE JAPAN（以下ＰＶＣＪ）事業を実施します。

２）事業内容

ＰＶＣＪは、令和２～３年度の２年間、環境省の太陽光パネルの収集・リユースおよび非鉄金属の回収に係る技術実証である「脱炭素型金属リサイクルシステムの早期社会実装化に向けた実証事業」に取り組んだ成果を社会実装するもので、令和３年度ＰＶＣＪ準備室において運用体制準備に関わる各種手続きを行い、令和４年度からは、ＰＶＣＪ会員収入により管理業務を行います。

またＰＶＣＪは、EUにおいて廃電気・電子製品に関するEU 指令（改正WEEE指令）に基づき、使用済みＰＶの適正処理を行っている国際的非営利団体PV CYCLE（本部：ベルギー国）と連携した組織として認定されております。

＜実施事項＞

①健全なリユースの実施（必要な検査と二次市場形成）

②最終処分量の最小化と資源回収量の最大化

③大型発電所から戸建てまで、同様なサービスの提供

④全てのタイプのPVの有害物質の適正処理

＜概略図＞

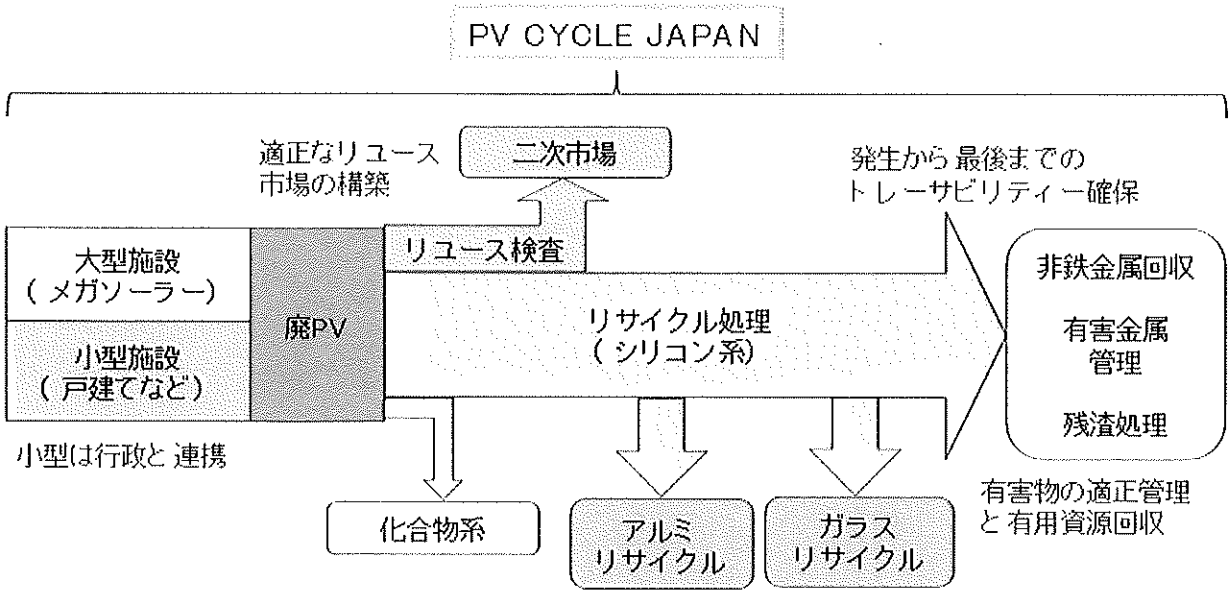

３）事業費

１０，５５０千円

主な収入：ＰＶＣＪ会員収入（正会員、特別会員、賛助会員）９，８００千円

令和４年度収支予算＜損益ベース＞

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

（単位：千円）

科　　目	予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差引増減額 (a)-(b)	備考
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
１．経常増減の部				
（１）経常収益				
基本財産運用益	1,236	1,236	0	
基本財産受取利息	1,236	1,236	0	
事業収益	10,657	45	10,612	
研修費等収入	10	10	0	
見学者受入事業収入	97	35	62	
ＰＶＣＪ会費収入	10,550	0	10,550	
補助金等収入	728	9,538	△ 8,810	
国庫補助金収入	0	0	0	
地方公共団体補助金収入	3,112	738	2,374	
事業受託収入	0	8,800	△ 8,800	
負担金収入	3,112	3,112	0	
負担金収入	3,112	3,112	0	
雑収入	54	54	0	
雑収入	54	54	0	
基本財産取崩収入	0	0	0	
投資有価証券売却収入	0	0	0	
投資有価証券売却収入	0	0	0	
投資有価証券売却収入	0	0	0	
経常収益計	15,787	13,985	1,802	
（２）経常費用				
事業費	18,404	15,394	3,010	
職員手当	0	0	0	
賃金	6,847	6,594	253	
退職金掛金	90	90	0	
法定福利費	1,015	738	277	
会議費	7	7	0	
謝金	170	140	30	
旅費交通費	1,666	1,486	180	
通信運搬費	352	325	27	
什器備品費	120	120	0	
消耗品費	1,463	2,153	△ 690	
修繕費	200	200	0	
印刷製本費	8	11	△ 3	
燃料費	19	19	0	
賃借料	749	959	△ 210	
保険料	4	4	0	
手数料	473	1,740	△ 1,267	
役務費	0	0	0	
研修費	60	60	0	
周知活動費	3,375	0	3,375	
負担金支出	0	0	0	
委託費	1,600	0	1,600	
外注費	0	572	△ 572	
租税公課	126	126	0	
雑費	1	1	0	
減価償却費	49	49	0	

（単位：千円）

科　　目	予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差引増減額 (a)−(b)	備考
管理費	4,291	5,000	△ 709	
職員手当	0	0	0	
賃金	547	476	71	
退職金掛金	30	30	0	
法定福利費	339	246	93	
福利厚生費	119	108	11	
会議費	101	130	△ 29	
旅費交通費	501	528	△ 27	
通信運搬費	121	96	25	
什器備品費	50	50	0	
消耗品費	214	214	0	
修繕費	100	100	0	
印刷製本費	108	108	0	
燃料費	0	0	0	
光熱水料費	38	38	0	
交際費	5	5	0	
賃借料	323	268	55	
保険料	0	0	0	
手数料	226	168	58	
役務費	0	0	0	
研修費	0	0	0	
委託費	845	1,816	△ 971	
租税公課	196	191	5	
法人税等	172	172	0	
負担金及び交付金	162	162	0	
雑費	94	94	0	
基本財産取得支出	0	0	0	
投資有価証券取得支出	0	0	0	
固定資産取得支出	0	0	0	
ソフトウェア購入支出	0	0	0	
投資有価証券取得支出	0	0	0	
投資有価証券取得支出	0	0	0	
経常費用計	22,695	20,394	2,301	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,908	△ 6,409	△ 499	
基本財産評価損益等	0	0	0	
特定資産評価損益等	0	0	0	
投資有価証券評価損益等		0	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 6,908	△ 6,409	△ 499	
2．経常外増減の部				
（1）経常外収益				
	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
（2）経常外費用				
	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 6,908	△ 6,409	△ 499	

法人名（一財)秋田県資源技術開発機構

②令和３年度計算書類等

法人所管課　エネルギー・資源振興課

財産目録

令和４年３月３１日現在

（単位：円）

科　　目	金	額	
Ⅰ　資産の部			
１．流動資産			
普通預金　秋田銀行小坂支店	13,329,039		
定期預金　秋田銀行小坂支店	500,000		
定期預金　北都銀行鹿角支店	500,000		
貯蔵品	1,038,680		
前払費用	2,453,062		
流動資産合計		17,820,781	
２．固定資産			
(1) 基本財産			
公債・みずほ証券	400,000,000		
基本財産・定期　秋田銀行小坂支店	9,000,000		
基本財産・定期　北都銀行鹿角支店	9,000,000		
基本財産・定期　秋田銀行小坂支店	9,500,000		
基本財産・定期　北都銀行鹿角支店	9,500,000		
基本財産合計	437,000,000		
(2) 特定資産			
減価償却引当預金・秋田銀行小坂支店	4,546,361		
特定資産計	4,546,361		
(3) その他固定資産			
建物	131,760		
什器備品・展示パネル・ＡＩ顔認証カメラほか	5,275,346		
ソフトウェア	182,052		
（減価償却累計額）	(4,308,293)		
公債・みずほ証券	10,105,944		
その他固定資産合計	11,386,809		
固定資産合計		452,933,170	
資産合計			470,753,951
Ⅱ　負債の部			
未払金・光熱水料費（3月分）	4,121		
未払金・管理委託料（3月分）	9,462		
未払金・社会保険料事業主負担分（3月分）	74,682		
未払金・ＰＶＣジャパン商標使用料	3,270,750		
未払金・ＰＶＣジャパン商標使用料為替差損	146,750		
預り金・社会保険料個人負担分（3月分）	72,875		
預り金・源泉所得税	42,689		
預り金・住民税	17,300		
未払法人税等	71,600		
流動負債合計		3,710,229	
負債合計			3,710,229
正味財産			467,043,722

令和３年度　事業報告

【概　況】

平成２年１１月の設立から３０年余を迎え、当機構では資源に関する研究開発・ 研修・交流等の各事業を着実に進め、県内資源関連産業の支援及び地域の振興に努めてきた。

この間、経済情勢は大きく変動し、当機構においても低金利等の影響を大きく受けるなど、令和３年度も厳しい状況下での運営を迫られ、これまで以上に経費節減を図った。さらには、国内外での新型コロナウィルス感染症の猛威に直面し、経済活動や社会生活にまで大きな影響が及ぶ事態となり、当機構でも感染症のまん延防止対策を図ったうえで事業運営に努めた。

一方、研究開発・支援事業では、秋田県、企業、大学等の産・学・官の連携を図りながら「金属資源リサイクル研究」を推進した結果、レアメタルを効率的に回収するための技術開発に進展があり、今後の実用化技術の確立に期待が寄せられているほか、他企業との新たな共同研究を実施した。

研修事業では、金属鉱業研修技術センター内の関係機関との連携を図り、国内技術者を対象とした分析機器の講習を行った。

交流事業においては、新たな研修プログラムによるＪＩＣＡ海外鉱業技術者研修が予定されていたものの、新型コロナウィルス感染症の影響で、リモート座学のみとなったことにより、現地研修は次年度へ延期された。これに伴い、小坂町国際交流協会関連の地域文化・技術交流等も見送られた。

資源リサイクル普及啓発事業においては、主に県内の学校関係からの見学を受け入れ、エコタウン事業の紹介をはじめ、リサイクルの原料や製品の展示による環境学習の機会を提供したことにより、循環型社会形成に向けた普及啓発や当地域における環境産業観光の振興を図った。

廃太陽光発電システムのリサイクル拠点の形成に関しては、環境省の実証事業の一部を大手コンサルタント会社から受託し、廃太陽光パネルから非鉄金属を回収する技術を確立したほか、今後の事業化に向けて、昨年度設立した管理団体ＰＶ ＣＹＣＬＥ ＪＡＰＡＮを運営し、リサイクル施設における処理基準等を策定した。

１．研究開発・支援事業

（１）金属資源リサイクル研究事業

ＤＯＷＡメタルマイン株式会社、当機構等の共同研究事業として、令和３年度は研究テーマ「貴金属工程の原料および中間半製品の処理技術に関する研究」を実施した。

（２）有用金属含有廃棄物のリサイクルに関する調査研究

レアメタルや貴金属、ベースメタルなどの有用金属を含有しながら、現段階で回収やリサイクルが効率的に行なわれていない廃棄物について、排出量や物性、将来予測等をもとに効率的なリサイクルの可能性を調査し、必要に応じて技術的課題についての研究を実施することにより、県内の環境リサイクル産業の振興と廃棄物の低減を促進するものである。

令和３年度は、廃棄量が増加傾向にある薄型テレビについて、昨年度に引き続き廃棄の現状調査を実施した。

調査の結果、廃棄物処理施設の今年度における薄型テレビの受入台数は、昨年度と比較すると６％程度の増加となった。ブラウン管テレビの受入台数と比較すると薄型テレビの方がやや多く、この傾向は今後も続くと予想される。

次年度も引き続き、薄型テレビの廃棄動向を調査するとともに、効率的なリサイクル技術についての検討を進める。

（３）共同研究事業

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が受託した「令和３年度海洋鉱物資源開発に向けた資源量評価・生産技術等調査（経済産業省資源エネルギー庁事業）」に県内企業の鉱物資源科学ラボと共同で参画し、当機構は鉱物単体分離度解析装置を用いた化学分析を担当した。

（４）研究支援事業

令和２年度に引き続き、鉱物資源科学ラボ、秋田県産業技術センターと共同で「新たなエネルギー・金属資源の評価に関わる鉱物の同定法と組織解析法の開発」に関する研究に取り組んだことにより、県内企業である鉱物資源科学ラボを支援した。

２．資源リサイクル普及啓発事業（あきたエコタウンセンター）

見学者及び視察の受け入れ

新型コロナウィルス感染症によりまん延防止の措置後は見学者が大きく落ち込んだものの、県内の教育旅行関係の見学者を受け入れたほか、案内人によるあきたエコタウンセンター及び関連施設の案内業務を実施した。

この結果、県内外から２１５人の見学者を受け入れ、県北地域における環境・リサイクルの取組みと金属鉱業研修技術センターの役割などについて、普及啓発を行った。

また、あきたエコタウンセンター案内人のスキルアップを図ることを目的に実施し

ている研修事業では、新たに大館地区コースの施設見学先に加えられることになった汚泥資源化施設を見学し、下水汚泥から資源化物を生成する過程などを学習し、新たな分野でのリサイクル事業活動の知見を深めた。

３．研修事業

（１）秋田県と連携した研修

微小部走査Ｘ線分析装置（ＥＰＭＡ－ＥＤＳ）の操作に関する分析機器操作研修会については、新型コロナウィルス感染症の影響により中止とした。

（２）一般財団法人国際資源開発研修センターと連携した研修

国際資源開発研修センター国際資源大学校が実施した「製錬・リサイクル研修」のリサイクルコースにおいて、微小部走査Ｘ線分析装置（ＥＰＭＡ－ＷＤＳ）の原理、操作に関する研修会として「最新解析機器の取り扱いと解析技術研修」を実施した。

参加した地質技術者、研究職ら３名にFE-EPMAの測定原理、分析手法、機器操作等の講義と実技の指導を行った。

（３）技術指導・相談、情報の提供

地域企業のほか、県外の企業・事業所から依頼を受けて、分析機器（微小部操作Ｘ線分析装置、走査電子顕微鏡、蛍光Ｘ線分析装置、Ｘ線回折装置）の使用方法、試料製作方法など、あわせて６４件の技術指導や相談、情報の提供などを行った。

（４）秋田大学への研修支援

秋田県の産業振興・環境教育など地域活性化に寄与できる人材の育成を目的に、秋田大学と連携実施してきた「あきたアーバンマイン開発マイスター養成コース」の後継講座の「あきたサスティナビリティスクール」について、リモート講義によるカリキュラムの実施に協力した。

４．交流事業

（１）国際交流等

①一般財団法人国際資源開発研修センター国際資源大学校等への研修支援

新たな研修プログラムによるＪＩＣＡ海外鉱業技術者研修が予定されていたものの、新型コロナウィルス感染症の状況を鑑み、リモート座学のみの実施となり現地研修が次年度へ延期となった。

②技術・文化交流

令和３年度は新型コロナウィルス感染症のまん延防止の観点から、実施予定のイベントは中止とした。（夏休み大科学実験教室、小坂町アカシアまつり施設開放）

（２）地域交流

金属鉱業研修技術センター内の一般財団法人国際資源開発研修センター国際資源大学校や独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構金属資源技術研究所（ＪＯＧＭＥＣ）等と定期的に連絡会議を開催し情報交換を行った。

５．東日本PVリサイクルネットワーク構築事業

今後、大量廃棄が予測される太陽光発電設備について、東日本におけるリサイクル拠点を秋田県に形成するため、県の指導を受けながら関連企業と共同でリサイクルに関する各種調査・試験等を実施している。

令和３年度は環境省の実証事業において、実施主体のイー・アンド・イー・ソリューションズ（株）から「商業スケール設備を用いた非鉄製錬原料の濃縮の実証及び処理ルート構築の運用検証業務」を受託し、廃太陽光パネルの収集・運搬段階における課題の抽出・整理を行ったほか、非鉄金属を濃縮し回収する技術を確立した。

また、今後の事業化に向けて昨年度設立した管理団体 ＰＶ ＣＹＣＬＥ ＪＡＰＡＮを運営し、リサイクル施設における処理基準等を策定した。

貸借対照表

令和４年３月３１日現在

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　資産の部			
１．流動資産			
現金預金	14,329,039	21,231,027	△ 6,901,988
未収金	0	0	0
貯蔵品	1,038,680	1,019,365	19,315
前払費用	2,453,062	0	2,453,062
流動資産合計	17,820,781	22,250,392	△ 4,429,611
２．固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	37,000,000	37,000,000	0
投資有価証券	400,000,000	400,000,000	0
基本財産合計	437,000,000	437,000,000	0
(2) 特定資産			
減価償却引当資産	4,546,361	4,219,307	327,054
特定資産合計	4,546,361	4,219,307	327,054
(3) その他固定資産			
建物	131,760	131,760	0
什器備品	5,275,346	5,275,346	0
減価償却累計額	△ 4,308,293	△ 4,219,307	△ 88,986
ソフトウェア	182,052	420,120	△ 238,068
投資有価証券	10,105,944	10,142,244	△ 36,300
その他固定資産合計	11,386,809	11,750,163	△ 363,354
固定資産合計	452,933,170	452,969,470	△ 36,300
資産合計	470,753,951	475,219,862	△ 4,465,911
Ⅱ　負債の部			
１．流動負債			
未払金	3,505,765	560,165	2,945,600
預り金	132,864	120,253	12,611
未払法人税等	71,600	760,400	△ 688,800
流動負債合計	3,710,229	1,440,818	2,269,411
負債合計	3,710,229	1,440,818	2,269,411
Ⅲ　正味財産の部			
１．指定正味財産			
地方団体補助金	783,334	983,334	△ 200,000
出捐金	437,000,000	437,000,000	0
指定正味財産合計	437,783,334	437,983,334	△ 200,000
（うち基本財産への充当額）	437,000,000	437,000,000	0
２．一般正味財産	29,260,388	35,795,710	△ 6,535,322
（うち特定資産への充当額）	4,546,361	4,219,307	327,054
正味財産合計	467,043,722	473,779,044	△ 6,735,322
負債及び正味財産合計	470,753,951	475,219,862	△ 4,465,911

正味財産増減計算書

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[1,235,265]	[1,299,629]	[△ 64,364]
基本財産受取利息	1,235,265	1,299,629	△ 64,364
事業収益	[7,433,500]	[11,026,000]	[△ 3,592,500]
研修費等収益	0	13,000	△ 13,000
見学者受入事業収入	25,000	13,000	12,000
事業受託収益	7,408,500	11,000,000	△ 3,591,500
受取補助金等	[928,000]	[755,066]	[172,934]
受取地方公共団体補助金	728,000	738,400	△ 10,400
受取補助金等振替額	200,000	16,666	183,334
受取負担金	[3,212,000]	[3,210,000]	[2,000]
受取負担金	3,212,000	3,210,000	2,000
雑収益	[63,983]	[49,601]	[14,382]
受取利息	100	1,105	△ 1,005
有価証券運用益	△ 13,800	△ 13,800	0
雑収益	77,683	62,296	15,387
経常収益計	12,872,748	16,340,296	△ 3,467,548
(2) 経常費用			
事業費	[15,745,734]	[14,126,259]	[1,619,475]
職員手当	0	0	0
賃金	6,618,212	4,763,864	1,854,348
退職金掛金	90,000	90,000	0
法定福利費	747,007	503,611	243,396
会議費		4,950	△ 4,950
旅費交通費	377,720	816,318	△ 438,598
研修費	132,000	0	132,000
通信運搬費	375,104	225,543	149,561
周知活動費	1,267,661	469,011	798,650
減価償却費	43,030	43,030	0
什器備品費	77,000	94,600	△ 17,600
消耗品費	1,231,165	2,253,522	△ 1,022,357
修繕費	52,800	50,600	2,200
燃料費	0	0	0
賃借料	2,770,850	2,467,244	303,606
保険料	3,150	3,150	0
謝金	162,000	7,000	155,000
租税公課	106,916	111,321	△ 4,405
法人税等	71,600	760,400	△ 688,800
支払手数料	94,000	0	94,000
委託費	1,360,700	1,442,100	△ 81,400
為替差損	158,219	0	158,219
雑費	6,600	19,995	△ 13,395

科目	当年度	前年度	増減
管理費	[3,662,336]	[3,397,483]	[264,853]
賃金	468,304	469,105	△ 801
退職金掛金	30,000	30,000	0
法定福利費	249,003	167,870	81,133
福利厚生費	150,284	128,706	21,578
会議費	0	28,193	△ 28,193
旅費交通費	115,247	154,382	△ 39,135
通信運搬費	98,929	63,830	35,099
減価償却費	284,024	100,690	183,334
消耗品費	301,808	277,530	24,278
修繕費	245,300	234,960	10,340
印刷製本費	0	7,262	△ 7,262
光熱水料費	33,572	26,108	7,464
賃借料	264,803	219,936	44,867
租税公課	160,172	165,777	△ 5,605
負担金補助及び交付金	132,500	132,500	0
支払手数料	172,780	204,802	△ 32,022
委託費	869,275	971,384	△ 102,109
雑費	86,335	14,448	71,887
経常費用計	19,408,070	17,523,742	1,884,328
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,535,322	△ 1,183,446	△ 5,351,876
投資有価証券評価損益等	[0]	[0]	[0]
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 6,535,322	△ 1,183,446	△ 5,351,876
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度損益修正	[0]	[0]	[0]
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 6,535,322	△ 1,183,446	△ 5,351,876
一般正味財産期首残高	35,795,710	36,979,156	△ 1,183,446
一般正味財産期末残高	29,260,388	35,795,710	△ 6,535,322
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取地方補助金等	[728,000]	[1,738,400]	[△ 1,010,400]
受取地方補助金	728,000	1,738,400	△ 1,010,400
基本財産運用益	[1,235,265]	[1,299,629]	[△ 64,364]
基本財産受取利息	1,235,265	1,299,629	△ 64,364
一般財産へ振替	[△ 2,163,265]	[△ 2,054,695]	[△ 108,570]
一般財産へ振替	△ 2,163,265	△ 2,054,695	△ 108,570
地方団体補助金	△ 928,000	△ 755,066	△ 172,934
投資有価証券	△ 1,235,265	△ 1,299,629	64,364
当期指定正味財産増減額	△ 200,000	983,334	△ 1,183,334
指定正味財産期首残高	437,983,334	437,000,000	983,334
指定正味財産期末残高	437,783,334	437,983,334	△ 200,000
Ⅲ 正味財産期末残高	467,043,722	473,779,044	△ 6,735,322